

平成 28 年度「都道府県・政令指定都市犯罪被害者等施策主管課室長会議」

平成 28 年 5 月 30 日（月）

機会振興会館 6-66 会議室

○総括・閉会挨拶

警察庁で犯罪被害者等施策を担当しております、長官官房審議官の安田でございます。本日は本当にお忙しい中、半日をかけての会議に御出席を頂き、また、積極的に御参画を頂きましたことに、この場をお借りして厚く御礼を申し上げます。おかげ様で大変実りのある会議になったと思っております。

本日は、伊藤先生の御講演から始まり、関係省庁あるいは参加各地方公共団体からの御報告、その後の意見交換会を実施させていただきましたけれども、伊藤先生の御講演では、各自治体における相談の質を上げていくために、具体的で有益な御示唆を頂きました。今後、もっと詳しい研究成果がまとまることでしょうか、是非御参考にしていただければ有り難いかと思います。

また、広島県、横浜市、岡山県の各御担当様から、それぞれの地域の取組について御発表がありました。大変有益な御示唆を頂いたと同時に、担当者の方々のいろいろな御苦勞もひしひしと伝わりましたし、その中で被害者支援という仕事の意義の再発見ということも感じられたところでございます。

引き続き意見交換会を行っていただきましたけれども、進行係、発表係をお務めになっていただきました皆様方におかれましては本当に御苦勞様でございました。私自身も、第 1 班の条例に関するグループに加わらせていただきました。やはりそれぞれの地域において、いろんなお考えあるいは御苦勞というものがあるということも、私どもも改めて認識をしたところでございます。そういった御苦勞されているところ、あるいはボトルネックになっているようなところに対しまして、私どもからサポートさせていただくための、様々な機会を設けて参りたいと思っておりますし、情報提供もさせていただきたいと思っております。

私自身は、実は 15 年ほど前に、警察庁におきまして犯罪被害者対策室長を 3 年ほどやらせていただきまして、その後いろんな御縁もありまして、内閣府におきまして 2 年余り犯罪被害者等施策推進室長を務めさせていただき、このたび内閣府から警察庁に業務が移管になることに伴いまして、内閣府における部下職員とともに身柄付きで移管になり、引き続き移管となった事務を担当させていただくとともに、これまで警察において所管していた被害者支援の業務も併せて担当させていただいているわけでございます。

4 月に事務を移管した後のできるだけ早い時期に、この会議を開催させていただき、各自治体の皆様と意見疎通を図らせていただきたいと思いますと思って会議を準備して参りました。

この会議の趣旨については、冒頭の河野大臣の御挨拶で尽きておりますが、内閣府から警察庁に移っても、この犯罪被害者施策という重要な施策が、その水準を落とすことなくきち

んと推進されなければならないという大臣御自身の思いを込められて御挨拶を頂いたものだろうと思います。

まさに内閣府時代と同様に、あるいはそれ以上に犯罪被害者施策に一層国として、警察庁として力を注いでいく、そういった姿勢や決意というものをまた御理解を頂くということがこの会議の意義の一つでございます。そしてもう一つの意義が、この犯罪被害者施策を推進する上におきまして、都道府県知事部局、そして政令指定都市の皆様が果たしていただく役割に対して、政府として極めて重視・期待をしているということを御理解いただきたいということでございます。そういう立場から警察庁といたしましても、新たに皆様方と緊密な連携・協力関係を構築していく必要があると考え、今回この会議を開催させていただいたわけでございます。

河野大臣からもございましたけれども、警察庁という役所は、これまではカウンターパートは都道府県警察のみで、ようやく近年では、安全・安心まちづくりのような形で自治体の皆様と連携をさせていただく施策も出てきてはおりますけれども、こうやって知事部局等の皆様と直接的に連携して仕事を進めるというのは、ほぼ初めての経験でございます。これまでの警察の事務とは、質の異なる業務が加わったという認識でございます。そのため、不慣れな部分とか、あるいは私どもの理解不足の面も多々あるかと思えます。皆様方にも、そういった意味で戸惑いを覚えさせてしまっている部分も、あるのかなと思えます。また、こんなことは恐らくないとは思いますが、内閣府から移管されたことによって、これまで知事部局等で担当されていた仕事について、国も移ったんだから、都道府県も警察に移っていいんじゃないの、という誤解も生じることがよもやないようにと、この移管の法律をつくった与党の国会議員の中でも御心配されている方々もいらっしゃいました。そういったことがないようにしなければならないという意味も込めて、内閣府で担当しておりました私どもが、こうして人もそのまま移って引き続き担当させていただいているということかなと思っております。

私自身は、この犯罪被害者施策、犯罪被害者支援という課題は、国民が、その方の生き方とかライフスタイルとか、あるいは環境とかにかかわらず、誰しものが犯罪の被害に遭う可能性があるという意味で、ある特定の属性の方を対象とする施策ではなく、まさに「国民行政」だと思っているわけでございます。であるからこそ、この新しい3次計画の中でも、そういった国民行政を進める上において自治体の果たす役割を非常に重視をし、皆様方の積極的な取り組みというのが被害者施策の推進の中で不可欠であると位置づけているわけでございます。また、そのためにも、この国と地方がしっかりと協働していくということが重要であるということであろうかと思えます。

先ほども海外での被害者に対する弔慰金支給法案のお話をさせていただきました。この国会で成立するものと思っております。

あるいは、先ほど金融庁さんから御発表もありましたけど、預保納付金の使途も、今年度中には拡充されることと思えます。さらに、先般、刑事訴訟法の改正も行われました。取調

べの録音・録画とか、通信傍受だとか司法取引だとか、そういうことばかり話題になって、ほとんどメディアで書いてないと思うんですけども、実はその中には、法廷において被害者のプライバシーの保護を図るとか、被害者施策にとっても重要な規定が新設されているんです。このように国の制度も次々と進展をしているところでございますが、何と申し上げてもやはり住民に一番身近なところで幅広い行政分野を直接担当されておられる都道府県の知事部局の皆様、あるいは政令指定都市の皆様が、私どもと関係をしっかりと構築していただき、連携・協働していくということが、これからの我が国の被害者支援の発展の、まさに中軸だろうと思っているところでございます。

私ども警察庁としても、そうした観点から、皆様の施策が一層前に進むように、できる限りの御支援をさせていただきたいと思っておりますし、そのためにも、本日も活発な議論をしていただきましたけれども、皆様方から建設的な御意見、御提言、あるいは御批判も含めて、是非遠慮なくどしどし警察庁に言っていただければと思っておりますし、私どももできる限り皆様方のところに足を運んで、直接いろんなお話をさせていただければと思っております。本日の活発な議論をふまえて、施策の推進に一層の工夫をしてみたいと思いますので、どうかよろしく願いをいたします。本日は本当に長い時間ありがとうございました。